

# 情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会 報告 概要

平成14年9月30日付け諮問第2009号  
「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち  
「特定小電力無線局の高度化に係る技術的条件」

(150MHz帯、400MHz帯及び1200MHz帯特定小電力無線局の狭帯域化等)

平成28年3月  
陸上無線通信委員会

# <目次>

---

- 1. 検討の背景及び検討事項**
- 2. 150MHz帯動物検知通報システムの技術的条件の見直し**
- 3. 400MHz帯無線電話、400MHz帯／1200MHz帯テレメーター・  
テレコントロール・データ伝送の技術的条件の見直し**

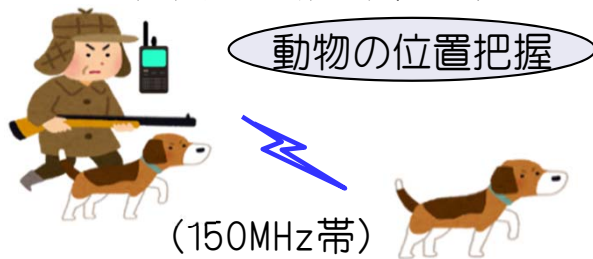
# 検討の背景及び検討対象システム

## ● 検討の背景

- ・ 近年、特定小電力無線局のうち動物検知通報システムやテレメーター・テレコントロール・データ伝送用などにおいて、チャンネル不足が深刻な課題
- ・ また、山岳遭難事故対策として登山者の位置検知、鳥獣被害対策として狩猟者の位置把握、地域における徘徊老人の把握やそのための簡易な連絡など、新たな利用ニーズが出現
- ・ 一方、400MHz帯等の業務用無線局等において、通信の高度化や周波数の逼迫対策のため、既に狭帯域のデジタル通信方式が導入され、順調に普及
- ・ これらの状況を踏まえ、特定小電力無線局においても、狭帯域の周波数有効利用技術を導入し、チャンネル不足の解消や新たな用途の拡大など、一層の周波数の有効利用及び通信の高度化や利便性の向上を図るため、必要な技術的条件について検討を行う。

## ● 検討対象システム

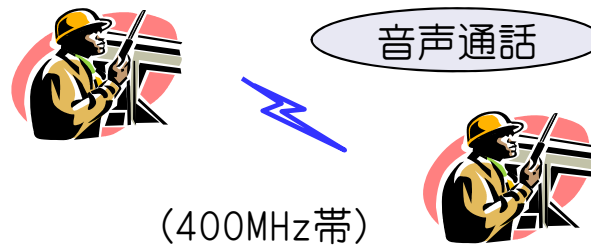
### 動物検知通報システム



野生動物の行動範囲など生態調査、狩猟時に猟犬の位置を把握するドッグマーカー、サルの群れ等が人家等に近づいたことを通報、追い払いに活用する接近警報システムなどに利用されている。



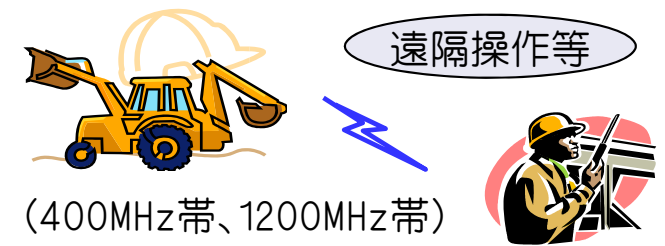
### 無線電話



レジャー用途のほか、飲食店、工事現場、交通誘導、イベント会場、ショッピングモールなどでの業務連絡、博物館などの案内、配送センターでの指示等に使用されている。



### テレメーター・テレコントロール・データ伝送



河川、ダムなどの水位情報の伝送、地滑りや土石流等の検知・通報、インフラ監視、製鉄所の天井走行型クレーン等の制御、建設機械・重機の制御(無人化施工)、諸データの伝送等で使用されている。



# 検討対象システムの現状・課題及び新たなニーズ

## ● チャンネル不足等の課題

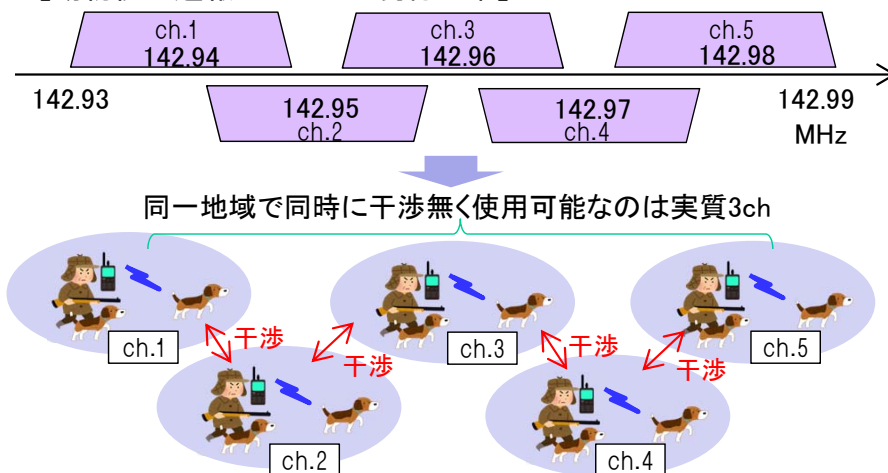
### ➤ 動物検知通報システム

チャンネルが5chインターリーブであるため、同一地域で干渉無く使用できるのは実質3chであり、野生動物の生態調査や狩猟時のドッグマーカー利用においてチャンネル不足が生じている。

### ➤ 無線電話、テレメーター・テレコントロール・データ伝送

様々な用途に使用されており、また、多数の機器が出荷されており、チャンネル不足が生じている。無線電話では、中継機を利用しても広い店舗内などでは届きにくい。テレメーター・テレコントロール・データ伝送では、産業機械の制御や災害の把握に関する分野にも使われており、連続送信が必要。

【動物検知通報システムの現行基準】



## ● 新たなニーズ

- ・動物検知通報システムの技術を応用し、登山者や狩猟者、徘徊老人など、人の位置を検知可能としたい
- ・上記に付随して、狩猟者間や地域住民間などにおいて簡易な連絡を可能としたい
- ・無線電話において中継機に利用されているチャンネルにおいて、狭帯域デジタル規格に限り電力を増力したい
- ・テレメーター・テレコントロール・データ伝送において連続送信が可能となっていないチャンネルについて、既存システムへの影響がない一定の条件(空中線電力が小さいなど)の下で、連続送信を可能としたい



## ■ 検討対象無線システムの現行のチャンネル数、出荷台数等状況

	チャンネル数	占有周波数帯幅	チャンネル間隔	合計帯域幅	無線機器出荷台数				
					H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
動物検知通報システム	5	16kHz	20kHz <sup>※3</sup>	約 60 kHz	524台	591台	1,004台	2,856台	※4
400M帯無線電話	49 <sup>※1</sup>	8.5kHz	12.5kHz	約 1 MHz	252,841台	310,252台	403,465台	408,515台	※4
400M帯テレメ・テレコン・データ	86 <sup>※2</sup>	8.5kHz/16kHz	12.5kHz/25kHz	約 1 MHz	1,453,214台	1,158,785台	1,348,811台	1,352,923台	※4
1200M帯テレメ・テレコン・データ	80/42 <sup>※6</sup>	16kHz/32kHz	25kHz/50kHz	約 2 MHz	2,022台	1,753台	2,298台	—	※5

※1 77波(21波+28対波)。インターリーブ規格となっている周波数帯を除く。

※2 最大値

※3 10kHzインターリーブ

※4 平成23年度、平成26年度利用状況調査結果(調査対象:770MHz以下(H23)、714MHz以下(H26)の周波数帯)

※5 平成25年度利用状況調査結果(調査対象:714MHzを超え3.4GHz以下の周波数帯)

※6 1周波1チャンネルで利用した場合。

# 主な検討事項

検討項目	動物検知システム (150MHz帯)	無線電話 (400MHz帯)	テレメータ・テレコントロール・ データ伝送伝送用 (400MHz帯/1200MHz帯)
● 新たな用途追加	○		
● 周波数利用効率の向上 (周波数の狭帯域化等)			
・周波数/チャンネル間隔/占有周波数帯幅の許容値/周波数の許容偏差/隣接チャンネル漏えい電力	○	○	○
● 時間的利用効率の向上			
・送信時間制限の見直し	○		○
● その他技術的条件の見直し			
・空中線電力		○	○
・キャリアセンスレベル	○	○	○
・空中線の利得			○
・スプリアス発射強度の許容値	○		

---

## **2. 150MHz帯動物検知通報システムの 技術的条件の見直し**

# 150MHz帯検知システムの用途の見直し(動物検知→生体検知)

現在の動物の位置検知の用途に加え、以下の新たな利用ニーズを踏まえ、人の位置検知や、これらの検知に付随する連絡にも使用可能とする。

## ■ 新たな利用ニーズ

- 山岳遭難救助に資するため、登山者の位置を検知するシステム(登山者検知システム)
- 狩猟時の効率、安全性の向上に資するため、狩猟者の位置を検知し、また、付随して狩猟者間での簡易な連絡を可能とするシステム(ドッグマーカー等の高度化)
- 地域の高齢者等の安心・安全の向上に資するため、高齢者や子供等の位置を検知し、また、付随して地域住民間での簡易な連絡を可能とするシステム(地域コミュニティ無線)

## 【現 行】

用途名	定義
動物検知通報システム	国内において主として動物の行動及び状態に関する情報の通報又は付随する制御をするための無線通信を行う無線設備



## 【新基準】

用途名	定義
生体検知通報システム	国内において <u>人又は動物</u> の行動及び状態に関する情報の通報又は付随する制御若しくは音声通話をするための無線通信を行う無線設備



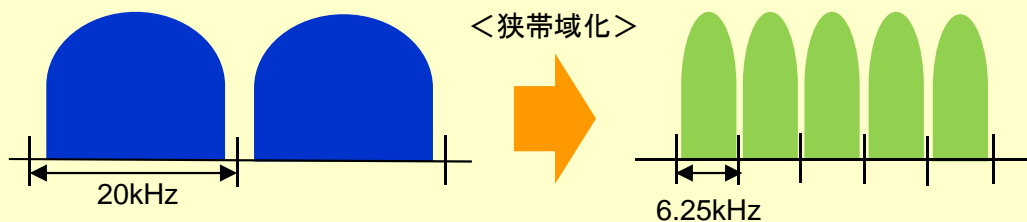
# 150MHz帯生体検知通報システム※の周波数利用効率の向上

※ 現・動物検知通報システム

## ● 周波数の狭帯域化

既存の業務用無線における狭帯域デジタル通信方式の通信技術等(デジタル簡易無線:4値FSK方式※<sup>1</sup>)を活用し、周波数の狭帯域化(ch間隔:6.25kHz)を図るとともに、チャンネル不足を解消するため、新たに周波数を確保する。

また、高速データ伝送等の利用ニーズを踏まえ、2ch結束(ch間隔:12.5kHz)や3ch結束(ch間隔:18.75kHz)を一部可能とする。



現行基準		新基準	
ch間隔(ch数)	占有周波数帯幅の許容値	ch間隔(ch数)	占有周波数帯幅の許容値
20kHz(3ch)※ <sup>2</sup>	16kHz	6.25kHz(18ch)	5.8kHz

※<sup>1</sup> 当該変調方式を想定してチャンネル配置や共用等に係る検討を行ったが、技術的条件として変調方式をこれに限定するものではない。

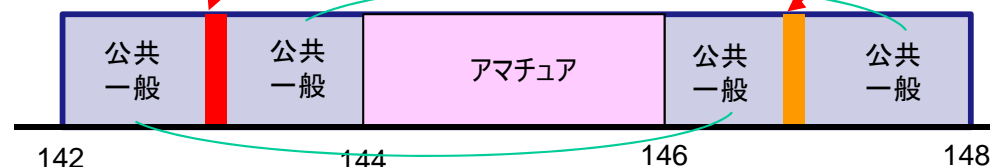
※<sup>2</sup> 10kHz間隔のインターリーブで5ch。

## ■ 周波数配置

— 本システム近傍の周波数分配状況 —

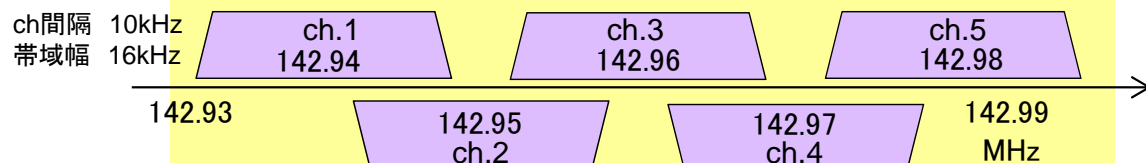
現行の動物検知通報システム用

新たな周波数



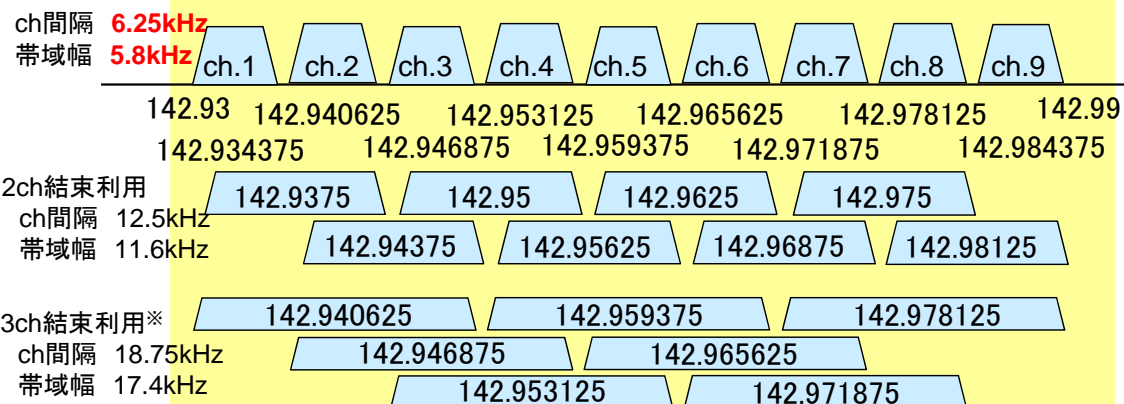
※ 142-144MHz及び146-148MHzは、二周波数方式の周波数帯(ペアバンド)

### 【現行基準】

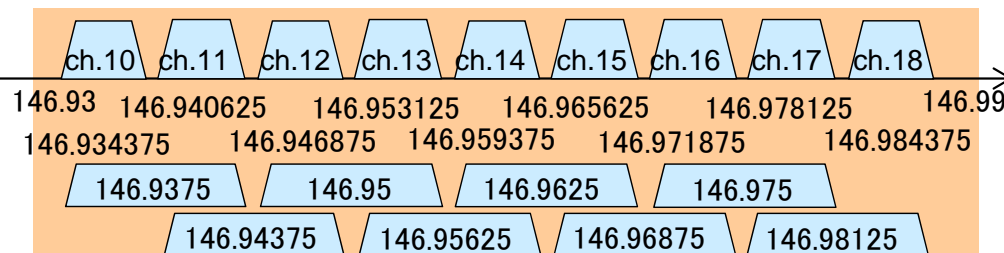


### 【新基準】

現行帯域



新帯域(現行帯域+4MHzのバンド)



※ 3ch結束は、現行帯域のみに設け、9600bps以上のデータ伝送を行う場合に限ることとする。



# 150MHz帯生体検知通報システム※の技術的条件の見直し

※ 現・動物検知通報システム

## ● 周波数の許容偏差

周波数の狭帯域化に伴い、周波数の許容偏差を現行の12ppmから、2.5ppmとする。  
ただし、EIRPで1mW以下のもの(超小型送信機を想定)については、現行の12ppmを維持。

## ● 隣接チャンネル漏えい電力

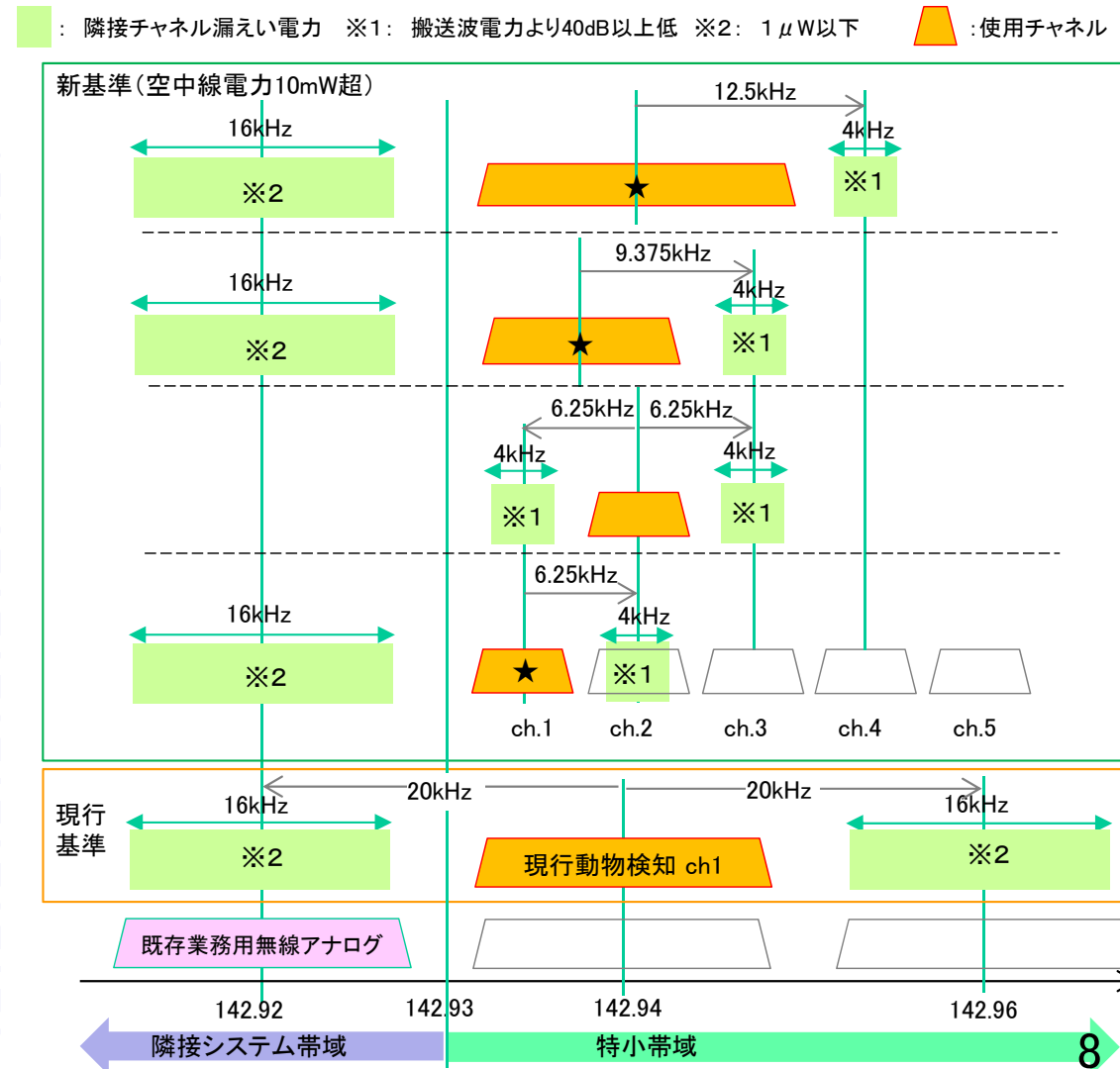
周波数の狭帯域化に伴い、基準を見直す。

「搬送波の周波数から6.25kHz<sup>(1)</sup>離れた周波数の(±)2kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力よりも40dB以上低いこと」とする。

また、特定小電力の帯域端のチャンネルを使用する場合、隣接帯域の既存無線システムへの影響を考慮し、隣接システムの周波数の±8kHzの帯域に輻射される電力<sup>(2)</sup>が1μW以下(現行基準と同じ)とする。

ただし、空中線電力が10mW以下の場合、「搬送波の周波数から6.25kHz<sup>(1)</sup>離れた周波数の(±)2kHzの帯域内に輻射される電力<sup>(2)</sup>が1μW以下」とする。

(1): 2チャンネル結束時は9.375kHz、3チャンネル結束時は12.5kHz  
(2): 0dBi以下の送信空中線を使用する場合はEIRP



# 150MHz帯生体検知通報システム※の時間的利用効率の向上

※ 現・動物検知通報システム

## ● 送信時間制限

現行の利用形態及び新たな利用ニーズを踏まえ、かつ、時間的利用効率の向上を図る観点から、送信時間制限について、現在の600秒送信・1秒休止から、60秒送信・2秒休止とする。

また、空中線電力が10mW以下の場合であってもキャリアセンス機能を備え付けている場合においては、空中線電力10mW超の場合と同様の送信条件(60秒送信・2秒休止)とする。

なお、キャリアセンス機能を備え付けない空中線電力が10mW以下のものについては、現行基準のとおり、5秒間あたりの送信時間の総和は1秒以下とする。

	現行基準		新基準	
			キャリアセンス機能あり	キャリアセンス機能なし
空中線電力	10mW超え1W以下	10mW以下	1W以下	10mW以下
送信・休止時間	送信時間 : 600秒以内 休止時間 : 1秒以上 ※送信時間内は休止時間なしで再送信可	5秒間あたりの送信時間の総和は1秒以下	送信時間 : 60秒以内 休止時間 : 2秒以上 ※送信時間内は休止時間なしで再送信可	5秒間あたりの送信時間の総和は1秒以下

(参考) テレメ・テレコン:40秒送信・2秒休止、無線電話:30秒送信・2秒休止

## ● その他基準の見直し

### ○ キャリアセンス

- キャリアセンスレベルについて、基準値レベルは現行同等とするが、取り扱いの利便性の観点から、開放端電圧値から50Ω終端電力値に換算した値とする。
- チャンネルを結束する場合、結束送信しようとする全てのチャンネルについてキャリアセンスを必要とする。
- キャリアセンス後の電波の発射から送信時間内の再送信時においては、キャリアセンス動作を要しないものとする。
- キャリアセンスは自局の電波が影響を与えるエリアに存在する他の無線局を把握する必要があるため、キャリアセンスに用いる空中線系は、送信システムと同一または同等のものとすることを明確化する。

### ○ スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値

他システムの技術基準等を踏まえ、送信空中線が0dBi以下の場合には原則規定(給電線に供給される電力)とEIRP規定を、選択的に適用可能とする。

---

### **3. 400MHz帯無線電話、400MHz帯／1200MHz帯テレメーター・ テレコントロール・データ伝送の技術的条件の見直し**

# 400MHz帯無線電話、400MHz帯/1200MHz帯テレメーター・テレコントロール・データ伝送の周波数検討

## ● 周波数の狭帯域化

既存の業務用無線における狭帯域デジタル通信方式の通信技術等(デジタル簡易無線:4値FSK方式※<sup>1</sup>)を活用し、周波数の狭帯域化(400MHz帯のch間隔:6.25kHz、1200MHz帯のch間隔:12.5kHz)を図り、チャンネル不足を解消する。

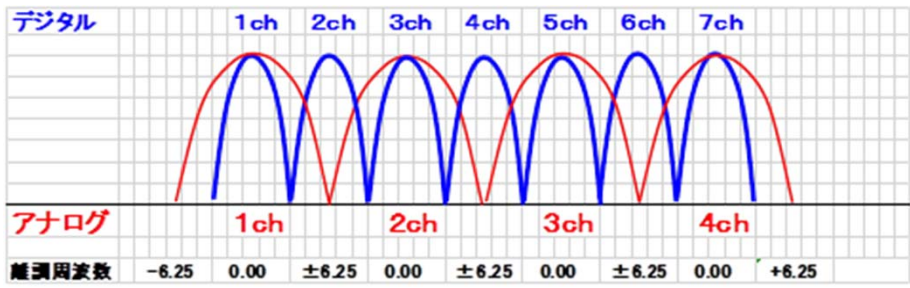
用途	現行基準		新基準	
	ch間隔(ch数)	占有周波数帯幅の許容値	ch間隔(ch数)	占有周波数帯幅の許容値
400MHz帯無線電話※ <sup>4</sup>	12.5kHz(49ch※ <sup>2</sup> )	8.5kHz	6.25kHz(94ch※ <sup>3</sup> ) 12.5kHz(49ch※ <sup>2</sup> )	5.8kHz 8.5kHz
400MHz帯テレメーター・ テレコントロール・データ伝送	12.5kHz(86ch) (一部25kHz)	8.5kHz (一部16kHz)	6.25kHz(160ch) 12.5kHz(86ch) (一部25kHz)	5.8kHz 8.5kHz (一部16kHz)
1200MHz帯テレメーター・ テレコントロール・データ伝送	25kHz(80ch) 50kHz(42ch)	16kHz 32kHz	12.5kHz(160ch) 25kHz(80ch) 50kHz(42ch)	8.5kHz 16kHz 32kHz

※<sup>1</sup> 当該変調方式を想定してチャンネル配置や共用等に係る検討を行ったが、技術的条件として変調方式をこれに限定するものではない。  
 ※<sup>2</sup> 77波(21波+28対波) ※<sup>3</sup> 148波(40波+54対波)  
 ※<sup>4</sup> 413.7~414.375MHz及び454.05~454.19375MHzの周波数のもの(作業連絡用)については、既にインターリーブ(6.25kHz)で使用されているため、検討対象外とする。

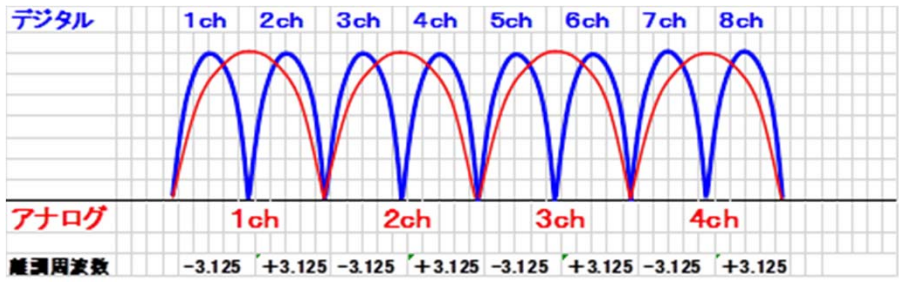
## ■ 周波数配置の考え方

- 狭帯域化の周波数配置については、①インターリーブ方式と②周波数オフセット方式の2案がある。
- 特定小電力無線局においては、将来的な周波数移行の可能性が低く、かつ、同帯域内でより周波数の有効活用を踏まえ、既存無線局への干渉を抑えることが可能であることを考慮し、帯域内分割となる②の周波数オフセット方式とする。

① インターリーブ方式



② 周波数オフセット方式



## ● 周波数の許容偏差

周波数の狭帯域化に伴い、周波数の許容偏差について、400MHz帯のチャンネル間隔が6.25kHzのもの及び1200MHz帯のチャンネル間隔が12.5kHzのものについて、いずれも「±2ppm以内とする」。

## ● 隣接チャンネル漏えい電力

周波数の狭帯域化に伴い、隣接チャンネル漏えい電力について、以下のとおりとする。

### <400MHz帯のチャンネル間隔が6.25kHzのもの>

搬送波の周波数から6.25kHz離れた周波数の(±)2kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より40デシベル以上低いこと

### <1200MHz帯のチャンネル間隔が12.5kHzのもの>

搬送波の周波数から12.5kHz離れた周波数の(±)4.25kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より40デシベル以上低いこと

## ● 空中線電力、空中線の利得

### <無線電話用>

特殊な利用環境における通信距離の確保やデジタル狭帯域化の導入促進の観点から、無線電話用の421.809375～421.909375MHz、440.259375～440.359375MHz(狭帯域化規格)を10mWから100mWに引き上げ。

また、空中線の利得について、現在、実質的にEIRPでの規定となっていることから、空中線電力を10mWから100mWに引き上げるものについては、EIRPが22.14dBm以下になる空中線利得であることとする。

### <テレメーター・テレコントロール・データ伝送用>

アンテナの小型化等設計の柔軟性の向上のため、空中線分離時の空中線電力を現在の実質的な上限である「16.37mW(一部の周波数は1.637mW)以下」と制限する一方で、空中線分離の条件「空中線利得は0dBi以上」を無くす。

## ● 送信時間制限【400MHz帯テレメーター・テレコントロール・データ伝送用】

遠隔制御等の連続送信ニーズを踏まえ、400MHz帯テレメーター・テレコントロール・データ伝送用の周波数のうち、比較的混み合っていない429.8125～429.925MHz、449.7125～449.8875MHz及び469.4375～469.4875MHz(狭帯域化規格)については空中線電力が1mW以下のものに限り、連続送信を可能とする。

## ● キャリアセンス

キャリアセンスレベルについて、基準値レベルは現行同等とするが、取り扱いの利便性の観点から、開放端電圧値から50Ω終端電力値に換算した値とする。また、生体検知通報システムと同様、使用する空中線システムを明確化する。



## <参考資料>

- ① 免許を要しない無線局の分類と主な用途等
- ② 150MHz帯生体検知通報システムの技術的条件(変更箇所のみ)
- ③ 400MHz帯無線電話の技術的条件(変更箇所のみ)
- ④ 400MHz帯/1200MHz帯テレメーター・テレコントロール・データ伝送の技術的条件の見直し(変更箇所のみ)
- ⑤ 検討経緯
- ⑥ 陸上無線通信委員会構成員及び小電力システム作業班構成員等

# 【参考資料】 ①免許を要しない無線局の分類と主な用途等

免許を要しない無線局

(電波法・第4条第1号)  
(施行規則・第6条第1項)  
**発射する電波が著しく微弱な無線局**

- (施行規則・第6条第1項第1号) 3mの距離における電界強度規定
- (施行規則・第6条第1項第2号) 500mの距離における電界強度並びに電波型式及び周波数規定
- (施行規則・第6条第1項第3号) 測定用小型発振器

- 「ラジコン用発振器用」及び「ラジオマイク用」  
(昭和32年郵政省告示第708号)
- 船舶に設置した無線方位測定機の較正曲線作成用小型発振器  
(昭和26年電波監理委員会告示第486号)

(電波法・第4条第2号)  
(施行規則・第6条第3項)  
**市民ラジオの無線局**

- (施行規則・第6条第4項第1号) ①コードレス電話の無線局

(電波法・第4条第3号)  
(施行規則・第6条第4項)  
**空中線電力が1W以下の無線局**

- (施行規則・第6条第4項第3号) ③小電力セキュリティシステムの無線局
- (施行規則・第6条第4項第4号) ④小電力データ通信システムの無線局
- (施行規則・第6条第4項第5号) ⑤デジタルコードレス電話の無線局
- (施行規則・第6条第4項第6号) ⑥PHSの陸上移動局
- (施行規則・第6条第4項第7号) ⑦狭域通信システムの陸上移動局及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局
- (施行規則・第6条第4項第8号) ⑧5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局(空中線電力が10mW以下)
- (施行規則・第6条第4項第9号) ⑨超広帯域無線システムの無線局
- (施行規則・第6条第4項第10号) ⑩700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局

- (施行規則・第6条第4項第2号)  
**②特定小電力無線局**
- A テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用
  - B 医療用テレメーター用
  - C 体内植込型医療用データ伝送用及び体内植込型医療用遠隔計測用
  - D 国際輸送用データ伝送用
  - E 無線呼出用
  - F ラジオマイク用
  - G 補聴援助用ラジオマイク用
  - H 無線電話用  
(ラジオマイクに使用するものを除く。)
  - I 音声アシスト用無線電話用
  - J 移動体識別用
  - K ミリ波レーダー用
  - M 移動体検知センサー用
  - N 動物検知通報システム用
- (平成元年郵政省告示第42号)

(電波法・第4条第4号)  
(電波法・第27条の18第1項)  
**登録局**

- (施行規則・第16条)
- PHSの無線局の基地局・リピーター(空中線電力が10mW以下)
  - 920MHz帯 / 2.4GHz帯 構内無線局
  - 5GHz帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局、陸上移動局(空中線電力が250mW以下)
  - 350MHz帯 / 920MHz帯 簡易無線局

システム	主な用途(例)	周波数帯
①コードレス	家庭用電話	250M,380M
<b>② 特定小電力無線局</b>		
A テレメ、テレコン、データ	キーレスエントリー、タイヤ空気圧モニタ、遠隔操縦、工業用監視計測	315M,400M,920M,1200M
B 医療用	心電図、脳波の伝送	400M
C 体内植込型	ペースメーカのデータ伝送	400M
D 国際輸送	国際物流アクティブタグ	400M
E 無線呼出	ナースコール、作業員呼出	400M
F ラジオマイク	劇場の場内音響、取材マイク、会議室マイク	75M,320M,800M
G 補聴援助	難聴学級、劇場の補聴	75M,170M
H 無線電話	飲食店、ゴルフ場、建設現場の連絡	400M
I 音声アシスト	視覚障害支援、博物館案内	75M
J 移動体識別	コンテナ仕分け、入退室管理	920M,2.4G
K ミリ波レーダ	自動車衝突防止、踏切監視	60G,76G
M 移動体検知	人体動静検出、エアコン制御	10G,24G
N 動物検知	野生動物の生態調査、ドッグマーカー	150M
③セキュリティ	ガス漏れ通報、防犯通報	400M
④データ通信	無線LAN、画像伝送	2.4G,5G,25G,60G
⑤デジコードレス	オフィス用電話	1.9G
⑥PHS端末	PHS	1.9G
⑦狭域(DSRC)	ETC、駐車場入退出管理	5.8G
⑧5Gアクセス	無線アクセス	5G
⑨超広(UWB)	ファイル転送、画像伝送	3-5G,7-10G
⑩700MHz帯 ITS	車車間通信	700M



# 【参考資料】 ②150MHz帯生体検知通報システムの技術的条件(変更箇所のみ)

項目	現在	変更後
システム名称	動物検知通報システム	生体検知通報システム
用途	国内において主として動物の行動及び状態に関する情報の通報又は付随する制御をするための無線通信	国内において人又は動物の行動及び状態に関する情報の通報又は付随する制御若しくは音声通話をするための無線通信
周波数帯	142.93～142.99MHz	142.93～142.99MHz + 拡張帯域(146.93～146.99MHz)
チャンネル間隔	20kHz(10kHzインターリーブ)	1ch利用 6.25kHz 2ch結束 12.5kHz(6.25kHzインターリーブ) 3ch結束 18.75kHz(6.25kHzオフセット)
占有周波数帯幅の許容値	16kHz	1ch利用 5.8kHz 2ch結束 11.6kHz 3ch結束 17.4kHz
周波数の許容偏差	$(\pm) 12 \times 10^{-6}$	$(\pm) 2.5 \times 10^{-6}$ ただし、EIRPで1mW以下のものは、 $(\pm) 12 \times 10^{-6}$
隣接チャンネル漏えい電力	搬送波の周波数から20kHz離れた周波数の $(\pm) 8\text{kHz}$ の帯域内に放射される電力 $\ast$ が $1\mu\text{W}$ 以下  $\ast 0\text{dBi}$ 以下の送信空中線を使用する場合はEIRP	(1)空中線電力が $10\text{mW}$ を超え $1\text{W}$ 以下の場合 搬送波の周波数から $6.25\text{kHz}\ast 1$ 離れた周波数の $(\pm) 2\text{kHz}$ の帯域内に放射される電力が「搬送波電力 $-40\text{dB}$ 」以下。 ただし、ch1、9、10、18を含む場合は、アウトバンド側はそれぞれ $142.92\text{MHz}$ 、 $143\text{MHz}$ 、 $146.92\text{MHz}$ 及び $147\text{MHz}$ の $(\pm) 8\text{kHz}$ の帯域内に放射される電力 $\ast 2$ が $1\mu\text{W}$ 以下。  (2)空中線電力が $10\text{mW}$ 以下の場合 搬送波の周波数から $6.25\text{kHz}\ast 1$ 離れた周波数の $(\pm) 2\text{kHz}$ の帯域内に放射される電力 $\ast 2$ が $1\mu\text{W}$ 以下  $\ast 1$ 2ch結束時は $9.375\text{kHz}$ 、3ch結束時は $12.5\text{kHz}$ $\ast 2$ $0\text{dBi}$ 以下の送信空中線を使用する場合はEIRP

# 【参考資料】 ②150MHz帯生体検知通報システムの技術的条件(変更箇所のみ)

項目	現在		変更後					
	ch 番号	中心周波数 (MHz)	ch 番号	1ch利用 中心周波数 (MHz)	ch 番号	2ch結束 中心周波数 (MHz)	ch 番号	3ch結束※ 中心周波数 (MHz)
チャンネル配置	1	<u>142.94</u>	1	<u>142.934375</u>	—	—	—	—
	2	<u>142.95</u>	2	<u>142.940625</u>	1,2	<u>142.9375</u>	1,2,3	<u>142.940625</u>
	3	<u>142.96</u>	3	<u>142.946875</u>	2,3	<u>142.94375</u>	2,3,4	<u>142.946875</u>
	4	<u>142.97</u>	4	<u>142.953125</u>	3,4	<u>142.95</u>	3,4,5	<u>142.953125</u>
	5	<u>142.98</u>	5	<u>142.959375</u>	4,5	<u>142.95625</u>	4,5,6	<u>142.959375</u>
	—	—	6	<u>142.965625</u>	5,6	<u>142.9625</u>	5,6,7	<u>142.965625</u>
	—	—	7	<u>142.971875</u>	6,7	<u>142.96875</u>	6,7,8	<u>142.971875</u>
	—	—	8	<u>142.978125</u>	7,8	<u>142.975</u>	7,8,9	<u>142.978125</u>
	—	—	9	<u>142.984375</u>	8,9	<u>142.98125</u>	—	—
	—	—	10	<u>146.934375</u>	—	—	—	—
	—	—	11	<u>146.940625</u>	10,11	<u>146.9375</u>	—	—
	—	—	12	<u>146.946875</u>	11,12	<u>146.94375</u>	—	—
	—	—	13	<u>146.953125</u>	12,13	<u>146.95</u>	—	—
	—	—	14	<u>146.959375</u>	13,14	<u>146.95625</u>	—	—
	—	—	15	<u>146.965625</u>	14,15	<u>146.9625</u>	—	—
	—	—	16	<u>146.971875</u>	15,16	<u>146.96875</u>	—	—
	—	—	17	<u>146.978125</u>	16,17	<u>146.975</u>	—	—
	—	—	18	<u>146.984375</u>	17,18	<u>146.98125</u>	—	—

※ 3ch結束は9600bps以上のデータ伝送を行う場合に限る。

# 【参考資料】 ②150MHz帯生体検知通報システムの技術的条件(変更箇所のみ)

項目	現在	変更後
<p>スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値</p>	<p>帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、搬送波から±62.5kHz                      ア 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値 2.5μW 以下又は基本周波数の平均電力より40dB 低い値。ただし、送信空中線の絶対利得が0dB 以下の場合にあっては、等価等方輻射電力で2.5μW 以下又は基本周波数の平均電力より40dB 低い値                      イ スプリアス領域における不要発射の強度の許容値 2.5μW 以下又は基本周波数の搬送波電力より43dB 低い値。ただし、送信空中線の絶対利得が0dB 以下の場合にあっては、等価等方輻射電力で2.5μW 以下又は基本周波数の搬送波電力より43dB 低い値</p>	<p>帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、搬送波から±62.5kHz                      ア 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値 2.5μW 以下又は基本周波数の平均電力より40dB 低い値。ただし、送信空中線の絶対利得が0dB 以下の場合にあっては、等価等方輻射電力で2.5μW 以下又は基本周波数の平均電力より40dB 低い値と<u>することができる。</u>                      イ スプリアス領域における不要発射の強度の許容値 2.5μW 以下又は基本周波数の搬送波電力より43dB 低い値。ただし、送信空中線の絶対利得が0dB 以下の場合にあっては、等価等方輻射電力で2.5μW 以下又は基本周波数の搬送波電力より43dB 低い値と<u>することができる。</u></p>
<p>送信時間制限装置</p>	<p>送信時間: <u>600秒以内</u>                      送信休止時間: <u>1秒以上</u>                      (電波を発射してから600秒以内であれば、休止時間なしで再送信可)                      ただし空中線電力が10mW 以下の場合、上記によらず5秒間あたりの送信時間の総和は1秒以下</p>	<p>送信時間: <u>60秒以内</u>                      送信休止時間: <u>2秒以上</u>                      (電波を発射してから60秒以内であれば、休止時間なしで再送信可)                      ただし空中線電力が10mW 以下かつキャリアセンス機能を備え付けない場合、上記によらず5秒間あたりの送信時間の総和は1秒以下</p>

# 【参考資料】 ②150MHz帯生体検知通報システムの技術的条件(変更箇所のみ)

項目	現在	変更後
キャリアセンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル: <u>絶対利得が2.14dB の空中線に誘起する電圧が<math>7\mu\text{V}</math>以上</u></li> <li>・キャリアセンスの備え付けを要しない場合: 空中線電力が10mW 以下の場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル: <u>受信入力電力の値が給電線入力点において<math>-96\text{dBm}</math>以上</u></li> <li>・キャリアセンスの備え付けを要しない場合: 空中線電力が10mW 以下の場合</li> <li>・<u>チャンネルを結束して送信しようとする場合は、結束する全てのチャンネルについてキャリアセンスを行うこと</u></li> <li>・<u>キャリアセンスを経て電波の発射が行われた場合、その発射から送信時間内の再送信時においては、キャリアセンス動作を要しない</u></li> <li>・<u>キャリアセンスに用いる空中線系は、送信系と同一系統のものをを用いること。ただし、送信系と同一系統のものをを用いた場合と同様に、自局の送信電波により影響を与えうる可能性のあるエリアに存在する他の無線局の存在を検知できる場合は、この限りでない。</u></li> </ul>

# 【参考資料】 ③400MHz帯無線電話の技術的条件(変更箇所のみ)

## ■400MHz帯無線電話

【1mW作業連絡用は、変更しない】

ch間隔  
ch数

10mW	
単向、単信、同報	
30秒、2秒休止	
12.5kHz	6.25kHz
9	17

10mW ⇒ 100mW(狭帯域デジタルのみ)			
同報、半複信、複信			
30秒送信、2秒休止			
12.5kHz	6.25kHz	12.5kHz	6.25kHz
9	17	9	17

10mW	
単向、単信、同報	
30秒送信、2秒休止	
12.5kHz	6.25kHz
12	23

10mW			
同報、半複信、複信			
30秒送信、2秒休止(※)			
12.5kHz	6.25kHz	12.5kHz	6.25kHz
19	37	19	37

1mW			
同報、半複信、複信			
30秒送信、2秒休止			
12.5kHz	12.5kHz	12.5kHz	12.5kHz
36	36	12	12

422.2	422.196875 422.203125
422.2125	422.209375 422.215625
422.225	422.221875 422.228125
422.2375	422.234375 422.240625
422.25	422.246875 422.253125
422.2625	422.259375 422.265625
422.275	422.271875 422.278125
422.2875	422.284375 422.290625
422.3	422.296875

421.8125	421.809375 421.815625
421.825	421.821875 421.828125
421.8375	421.834375 421.840625
421.85	421.846875 421.853125
421.8625	421.859375 421.865625
421.875	421.871875 421.878125
421.8875	421.884375 421.890625
421.9	421.896875 421.903125
421.9125	421.909375

440.2625	440.259375 440.265625
440.275	440.271875 440.278125
440.2875	440.284375 440.290625
440.3	440.296875 440.303125
440.3125	440.309375 440.315625
440.325	440.321875 440.328125
440.3375	440.334375 440.340625
440.35	440.346875 440.353125
440.3625	440.359375

422.05	422.053125
422.0625	422.059375 422.065625
422.075	422.071875 422.078125
422.0875	422.084375 422.090625
422.1	422.096875 422.103125
422.1125	422.109375 422.115625
422.125	422.121875 422.128125
422.1375	422.134375 422.140625
422.15	422.146875 422.153125
422.1625	422.159375 422.165625
422.175	422.171875 422.178125
422.1875	422.184375 422.190625

421.575	421.578125
421.5875	421.584375 421.590625
421.6	421.596875 421.603125
421.6125	421.609375 421.615625
421.625	421.621875 421.628125
421.6375	421.634375 421.640625
421.65	421.646875 421.653125
421.6625	421.659375 421.665625
421.675	421.671875 421.678125
421.6875	421.684375 421.690625
421.7	421.696875 421.703125
421.7125	421.709375 421.715625
421.725	421.721875 421.728125
421.7375	421.734375 421.740625
421.75	421.746875 421.753125
421.7625	421.759375 421.765625
421.775	421.771875 421.778125
421.7875	421.784375 421.790625
421.8	421.796875 421.803125

440.025	440.028125
440.0375	440.034375 440.040625
440.05	440.046875 440.053125
440.0625	440.059375 440.065625
440.075	440.071875 440.078125
440.0875	440.084375 440.090625
440.1	440.096875 440.103125
440.1125	440.109375 440.115625
440.125	440.121875 440.128125
440.1375	440.134375 440.140625
440.15	440.146875 440.153125
440.1625	440.159375 440.165625
440.175	440.171875 440.178125
440.1875	440.184375 440.190625
440.2	440.196875 440.203125
440.2125	440.209375 440.215625
440.225	440.221875 440.228125
440.2375	440.234375 440.240625
440.25	440.246875 440.253125

413.7	413.70625
413.7125	413.71875
413.725	413.73125
413.7375	413.74375
413.75	413.75625
413.7625	413.76875
413.775	413.78125
413.7875	413.79375
413.8	413.80625
413.8125	413.81875
413.825	413.83125
413.8375	413.84375
413.85	413.85625
413.8625	413.86875
413.875	413.88125
413.8875	413.89375
413.9	413.90625

454.05	454.05625
454.0625	454.06875
454.075	454.08125
454.0875	454.09375
454.1	454.10625
454.1125	454.11875
454.125	454.13125
454.1375	454.14375
454.15	454.15625
454.1625	454.16875
454.175	454.18125
454.1875	454.19375

(略)	
414.1375	414.13125
	414.14375

【1mW作業用は変更なし。】

413.7MHz以上414.1378MHz以下及び454.05MHz以上454.19375MHz以下

※ 1mWのものは、送信時間制限装置の備え付けを要しない。

# 【参考資料】 ③400MHz帯無線電話※の技術的条件(変更箇所のみ)

※ 作業連絡用を除く。

項目	現在	変更後
チャンネル間隔	12.5kHz	6.25kHz 12.5kHz
占有周波数帯幅の許容値	8.5kHz	5.8kHz 8.5kHz
周波数の許容偏差	$(\pm)4 \times 10^{-6}$	チャンネル間隔が6.25kHzのもの $(\pm)2 \times 10^{-6}$ チャンネル間隔が12.5kHzのもの $(\pm)4 \times 10^{-6}$
空中線電力	10mW	10mW、100mW※ ※421.809375～421.909375MHz及び440.259375～440.359375MHzのチャンネル間隔6.25kHzのものに限る。
隣接チャンネル漏えい電力	搬送波の周波数から12.5kHz離れた周波数の $(\pm)4.25$ kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より40デシベル以上低いこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チャンネル間隔が6.25kHzのもの 搬送波の周波数から6.25kHz離れた周波数の<math>(\pm)2</math>kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より40デシベル以上低いこと。</li> <li>・チャンネル間隔が12.5kHzのもの 搬送波の周波数から12.5kHz離れた周波数の<math>(\pm)4.25</math>kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より40デシベル以上低いこと。</li> </ul>

# 【参考資料】 ③400MHz帯無線電話※の技術的条件(変更箇所のみ)

※ 作業連絡用を除く。

項目	電波の型式	通信方式	現在				変更後			
			周波数	チャンネル間隔	占有周波数帯幅	空中線電力	周波数	チャンネル間隔	占有周波数帯幅	空中線電力
チャンネル配置等	F1D、F1E、F2D、F2E、F3E、F7W、G1D、G1E、G2D、G2E、G7E、G7W、D1D、D1E、D2D、D2E、D3E、D7E又はD7W	単向通信方式、単信方式又は同報通信方式	422.2～422.3MHz	12.5kHz	8.5kHz	10mW以下	422.196875～422.296875MHz	6.25kHz	5.8kHz	10mW以下
							422.2～422.3MHz	12.5kHz	8.5kHz	
		同報通信方式、複信方式又は半複信方式	421.8125～421.9125MHz 440.2625～440.3625MHz				421.809375～421.909375MHz 440.259375～440.359375MHz	6.25kHz	5.8kHz	100mW以下
							421.8125～421.9125MHz 440.2625～440.3625MHz	12.5kHz	8.5kHz	10mW以下
		単向通信方式、単信方式又は同報通信方式	422.05～422.1875MHz * 422.1875MHzは制御ch				422.053125～422.190625MHz * 422.184375、422.190625MHzは制御ch	6.25kHz	5.8kHz	10mW以下
							422.05～422.1875MHz * 422.1875MHzは制御ch	12.5kHz	8.5kHz	
		同報通信方式、複信方式又は半複信方式	421.575～421.8MHz 440.025～440.25MHz * 421.8、440.25MHzは制御ch				421.578125～421.803125MHz 440.028125～440.253125MHz * 421.796875、421.803125、440.246875、440.253125は制御ch	6.25kHz	5.8kHz	10mW以下
							421.575～421.8MHz 440.025～440.25MHz * 421.8、440.25MHzは制御ch	12.5kHz	8.5kHz	



# 【参考資料】 ③400MHz帯無線電話※の技術的条件(変更箇所のみ)

※ 作業連絡用を除く。

項目	現在	変更後
キャリアセンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリアセンスレベル：<u>絶対利得が2.14dBの空中線に誘起する電圧が7<math>\mu</math>V以上</u></li> <li>・空中線電力が、1mW以下のものについては、通信方式が複信方式及び半複信方式であっても自局の送信周波数でキャリアセンスを行うことができる。</li> <li>・キャリアセンス機能の備え付けを要しない場合：空中線電力が1mW以下であって、かつ、413.7～414.14375MHz及び454.05～454.19375MHzの周波数の電波を使用するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリアセンスレベル：<u>受信入力電力の値が給電線入力点において-96dBm以上</u></li> <li>・空中線電力が、1mW以下のものについては、通信方式が複信方式及び半複信方式であっても自局の送信周波数でキャリアセンスを行うことができる。</li> <li>・キャリアセンス機能の備え付けを要しない場合：空中線電力が1mW以下であって、かつ、413.7～414.14375MHz及び454.05～454.19375MHzの周波数の電波を使用するもの</li> <li>・<u>キャリアセンスに用いる空中線系は、送信系と同一系統のものをを用いること。ただし、送信系と同一系統のものを用いた場合と同様に、自局の送信電波により影響を与えうる可能性のあるエリアに存在する他の無線局の存在を検知できる場合は、この限りでない。</u></li> </ul>
空中線の利得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・413.7～414.14375MHz及び454.05～454.19375MHzの周波数を使用するもの：EIRPが2.14dBm以下となる空中線利得であること</li> <li>・その他の周波数を使用するもの：EIRPが12.14dBm以下となる空中線利得であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・413.7～414.14375MHz及び454.05～454.19375MHzの周波数を使用するもの：EIRPが2.14dBm以下となる空中線利得であること</li> <li>・<u>421.809375～421.909375MHz及び440.259375～440.359375MHzの周波数を移用するチャンネル間隔6.25kHzのもの：EIRPが22.14dBm以下となる空中線利得であること</u></li> <li>・その他の周波数を使用するもの：EIRPが12.14dBm以下となる空中線利得であること</li> </ul>

# 【参考資料】④400MHz帯/1200MHz帯テレメーター・テレコントロール・データ伝送の技術的条件(変更箇所のみ)

## ■400MHz帯テレメーター用、テレコントロール用、データ伝送用

ch間隔 ch数	100mW (EIRP:2.14dBm)			1W (EIRP:12.14dBm)		1W (EIRP:12.14dBm)				1W (EIRP:12.14dBm)						
	単向、単信、同報			単向、単信、同報		単向、単信、同報				単向、単信、同報、半複信、複信						
	40秒送信、2秒休止 5秒送信、2秒休止(テレコン)※			40秒送信、2秒休止		連続送信				40秒送信、2秒休止 <b>1mW以下の狭帯域規格は連続送信を可能(追加)</b>						
	25kHz	12.5kHz	<b>6.25kHz</b>	12.5kHz	<b>6.25kHz</b>	12.5kHz	<b>6.25kHz</b>	12.5kHz	<b>6.25kHz</b>	12.5kHz	<b>6.25kHz</b>	12.5kHz	<b>6.25kHz</b>			
4	10	<b>18</b>	6	<b>11</b>	20	<b>40</b>	20	<b>39</b>	10	<b>18</b>	10	<b>18</b>	5	<b>8</b>	5	<b>8</b>

426.0375	426.0250	426.028125	426.0625	426.0375	426.034375	426.0875	426.046875	426.046875	426.1125	426.0500	426.053125	426.1250	426.0625	426.059375	426.1375	426.065625	426.0875	426.071875	426.1125	426.0750	426.078125	426.1250	426.0875	426.084375	426.1375	426.090625	426.096875	426.1375	426.1000	426.103125	426.1375	426.1125	426.109375	426.1375	426.1250	426.128125	426.1375	426.1375	426.134375																																																																																																										
	429.1750	429.1750		429.178125	429.2000		429.1875	429.184375		429.2125	429.190625		429.196875	429.2250		429.2000		429.203125		429.2375	429.2125		429.209375	429.240625		429.215625	429.2375		429.221875	429.2375		429.2250	429.228125		429.240625	429.2375		429.234375	429.240625	429.240625	429.240625	429.240625	429.240625	429.240625	429.240625	429.240625	429.240625	429.240625	429.240625	429.240625																																																																																															
		429.2500		429.2500			429.246875	429.2750			429.2625		429.259375			429.2875		429.265625			429.271875		429.3000			429.2750			429.278125			429.3125	429.2875			429.284375		429.3250		429.290625	429.3375		429.296875	429.3500		429.3000	429.303125		429.3625	429.3125	429.309375	429.3750	429.3250	429.321875	429.3875	429.3375	429.334375	429.4000	429.3500	429.353125	429.4125	429.3625	429.359375	429.4250	429.3750	429.371875	429.4375	429.3875	429.384375	429.4500	429.4000	429.396875	429.4625	429.4125	429.409375	429.4750	429.4250	429.421875	429.4875	429.4375	429.434375																																																																
				429.5000			429.5000				429.496875		429.5250					429.5125			429.509375					429.5375			429.515625				429.521875			429.5500				429.5250			429.528125			429.5625	429.5375			429.534375	429.5750		429.540625	429.5875		429.546875	429.6000		429.5500	429.553125		429.6125	429.5625		429.559375	429.6250		429.5750	429.571875		429.6375	429.5875		429.584375	429.6500		429.6000	429.596875		429.6625	429.6125	429.609375	429.6750	429.6250	429.621875	429.6875	429.6375	429.634375	429.7000	429.6500	429.646875	429.7125	429.6625	429.659375	429.7250	429.6750	429.671875	429.7375	429.6875	429.684375																																													
							429.8125				429.8125							429.815625			429.8375								429.8250				429.821875							429.8500			429.828125				429.834375			429.8625			429.8375			429.840625			429.8750	429.8500			429.846875		429.8875			429.853125	429.9000			429.859375		429.9125			429.8625	429.865625			429.9250	429.8750		429.871875	429.9250		429.8875	429.884375		429.9250	429.8900		429.886875	429.9250		429.9000	429.896875		429.9250	429.9125	429.909375	429.9250	429.9250	429.921875	429.9250	429.9250	429.921875	429.9250	429.9250	429.921875																																			
											449.7125							449.7125											449.715625				449.7375										449.7250				449.721875						449.7500			449.728125				449.734375			449.7625					449.7375				449.740625					449.7750	449.7500				449.746875		449.7875			449.753125	449.8000			449.759375		449.8125			449.7625	449.765625			449.8250	449.7750		449.771875	449.8250		449.7875	449.784375		449.8250	449.7900	449.786875	449.8250	449.8000	449.796875	449.8250	449.8125	449.809375	449.8250	449.8250	449.821875	449.8250	449.8250	449.821875																						
																		449.8375											449.8375														449.840625				449.8625									449.8500				449.846875								449.8750				449.853125						449.859375				449.8875					449.8625				449.865625					449.9000	449.8750				449.871875		449.9125			449.878125	449.9250			449.884375	449.9250		449.8900	449.886875		449.9250	449.9000		449.896875	449.9250		449.9125	449.909375	449.9250	449.9250	449.921875	449.9250	449.9250	449.921875	449.9250	449.9250	449.921875													
																													469.4375														469.4375													469.440625				469.4625												469.4500						469.446875									469.4750				469.453125						469.459375				469.4875					469.4625				469.465625			469.4875	469.4750			469.471875		469.4875			469.478125	469.4875		469.484375	469.4875		469.4875	469.484375		469.4875	469.4875	469.484375	469.4875	469.4875	469.484375	469.4875	469.4875	469.484375	469.4875	469.4875	469.484375	469.4875	469.4875	469.484375

※ ただし、最初に電波を発射してから90秒以内の場合であって、送信時間の総和が5秒以内のときは、送信休止時間を設けずに再送信することができるものとする。この場合において、当該再送信の終了後における送信休止時間は次のとおりとする。

(1) 最初に電波を発射してからその送信が終了するまでに要した時間が5秒以内の場合 2秒

(2) 最初に電波を発射してからその送信が終了するまでに要した時間が5秒を超える場合 その送信に要した時間の5分の2

# 【参考資料】④400MHz帯/1200MHz帯テレメーター・テレコントロール・データ伝送の技術的条件(変更箇所のみ)

## ■1200MHz帯テレメーター用、テレコントロール用、データ伝送用

1W (EIRP:12.14dBm)					
単向、単信、同報、半複信、複信					
連続送信(制御ch除く。)※					
50kHz	25kHz	12.5kHz	50kHz	25kHz	12.5kHz
10	19	38	10	19	38

ch間隔  
ch数

1W (EIRP:12.14dBm)					
単向、単信、同報、半複信、複信					
40秒送信、2秒休止(制御chを除く。)※					
50kHz	25kHz	12.5kHz	50kHz	25kHz	12.5kHz
11	21	42	11	21	42

1216.0000	1216.0125	1216.00625	1252.0000	1252.0125	1252.00625
		1216.01875			1252.01875
1216.0500	1216.0375	1216.03125	1252.0500	1252.0375	1252.03125
		1216.04375			1252.04375
	1216.0625	1216.05625		1252.0625	1252.05625
		1216.06875			1252.06875
1216.1000	1216.0875	1216.08125	1252.1000	1252.0875	1252.08125
		1216.09375			1252.09375
	1216.1125	1216.10625		1252.1125	1252.10625
		1216.11875			1252.11875
1216.1500	1216.1375	1216.13125	1252.1500	1252.1375	1252.13125
		1216.14375			1252.14375
	1216.1625	1216.15625		1252.1625	1252.15625
		1216.16875			1252.16875
1216.2000	1216.1875	1216.18125	1252.2000	1252.1875	1252.18125
		1216.19375			1252.19375
	1216.2125	1216.20625		1252.2125	1252.20625
		1216.21875			1252.21875
1216.2500	1216.2375	1216.23125	1252.2500	1252.2375	1252.23125
		1216.24375			1252.24375
	1216.2625	1216.25625		1252.2625	1252.25625
		1216.26875			1252.26875
1216.3000	1216.2875	1216.28125	1252.3000	1252.2875	1252.28125
		1216.29375			1252.29375
	1216.3125	1216.30625		1252.3125	1252.30625
		1216.31875			1252.31875
1216.3500	1216.3375	1216.33125	1252.3500	1252.3375	1252.33125
		1216.34375			1252.34375
	1216.3625	1216.35625		1252.3625	1252.35625
		1216.36875			1252.36875
1216.4000	1216.3875	1216.38125	1252.4000	1252.3875	1252.38125
		1216.39375			1252.39375
	1216.4125	1216.40625		1252.4125	1252.40625
		1216.41875			1252.41875
1216.4500	1216.4375	1216.43125	1252.4500	1252.4375	1252.43125
		1216.44375			1252.44375
	1216.4625	1216.45625		1252.4625	1252.45625
		1216.46875			1252.46875

1216.5000	1216.4875	1216.48125	1252.5000	1252.4875	1252.48125
		1216.49375			1252.49375
	1216.5125	1216.50625		1252.5125	1252.50625
		1216.51875			1252.51875
1216.5500	1216.5375	1216.53125	1252.5500	1252.5375	1252.53125
		1216.54375			1252.54375
	1216.5625	1216.55625		1252.5625	1252.55625
		1216.56875			1252.56875
1216.6000	1216.5875	1216.58125	1252.6000	1252.5875	1252.58125
		1216.59375			1252.59375
	1216.6125	1216.60625		1252.6125	1252.60625
		1216.61875			1252.61875
1216.6500	1216.6375	1216.63125	1252.6500	1252.6375	1252.63125
		1216.64375			1252.64375
	1216.6625	1216.65625		1252.6625	1252.65625
		1216.66875			1252.66875
1216.7000	1216.6875	1216.68125	1252.7000	1252.6875	1252.68125
		1216.69375			1252.69375
	1216.7125	1216.70625		1252.7125	1252.70625
		1216.71875			1252.71875
1216.7500	1216.7375	1216.73125	1252.7500	1252.7375	1252.73125
		1216.74375			1252.74375
	1216.7625	1216.75625		1252.7625	1252.75625
		1216.76875			1252.76875
1216.8000	1216.7875	1216.78125	1252.8000	1252.7875	1252.78125
		1216.79375			1252.79375
	1216.8125	1216.80625		1252.8125	1252.80625
		1216.81875			1252.81875
1216.8500	1216.8375	1216.83125	1252.8500	1252.8375	1252.83125
		1216.84375			1252.84375
	1216.8625	1216.85625		1252.8625	1252.85625
		1216.86875			1252.86875
1216.9000	1216.8875	1216.88125	1252.9000	1252.8875	1252.88125
		1216.89375			1252.89375
	1216.9125	1216.90625		1252.9125	1252.90625
		1216.91875			1252.91875
1216.9500	1216.9375	1216.93125	1252.9500	1252.9375	1252.93125
		1216.94375			1252.94375
	1216.9625	1216.95625		1252.9625	1252.95625
		1216.96875			1252.96875
1217.0000	1216.9875	1216.98125	1253.0000	1252.9875	1252.98125
		1216.99375			1252.99375

※ 1216.5375~1217及び1252.5375~1253MHzの周波数でEIRP2.14dBmのものは、送信時間制限装置の備え付けを要しない。

【参考資料】④400MHz帯/1200MHz帯テレメータ・テレコントロール・データ伝送の技術的条件(変更箇所のみ)

項目	現在	変更後
チャンネル間隔	<p>【400MHz帯】 12.5kHz 25kHz</p> <p>【1200MHz帯】 25kHz 50kHz</p>	<p>【400MHz帯】 <u>6.25kHz</u> 12.5kHz 25kHz</p> <p>【1200MHz帯】 <u>12.5kHz</u> 25kHz 50kHz</p>
占有周波数帯幅の許容値	<p>【400MHz帯】 チャンネル間隔が12.5kHzのもの 8.5kHz チャンネル間隔が25kHzのもの 16kHz</p> <p>【1200MHz帯】 チャンネル間隔が25kHzのもの 16kHz チャンネル間隔が50kHzのもの 32kHz</p>	<p>【400MHz帯】 <u>チャンネル間隔が6.25kHzのもの 5.8kHz</u> チャンネル間隔が12.5kHzのもの 8.5kHz チャンネル間隔が25kHzのもの 16kHz</p> <p>【1200MHz帯】 <u>チャンネル間隔が12.5kHzのもの 8.5kHz</u> チャンネル間隔が25kHzのもの 16kHz チャンネル間隔が50kHzのもの 32kHz</p>
周波数の許容偏差	<p>【400MHz帯】 チャンネル間隔が12.5kHzのもの <math>\pm 4 \times 10^{-6}</math> チャンネル間隔が25kHzのもの <math>\pm 4 \times 10^{-6}</math></p> <p>【1200MHz帯】 チャンネル間隔が25kHzのもの <math>\pm 3 \times 10^{-6}</math> チャンネル間隔が50kHzのもの <math>\pm 4 \times 10^{-6}</math></p>	<p>【400MHz帯】 <u>チャンネル間隔が6.25kHzのもの <math>\pm 2 \times 10^{-6}</math></u> チャンネル間隔が12.5kHzのもの <math>\pm 4 \times 10^{-6}</math> チャンネル間隔が25kHzのもの <math>\pm 4 \times 10^{-6}</math></p> <p>【1200MHz帯】 <u>チャンネル間隔が12.5kHzのもの <math>\pm 2 \times 10^{-6}</math></u> チャンネル間隔が25kHzのもの <math>\pm 3 \times 10^{-6}</math> チャンネル間隔が50kHzのもの <math>\pm 4 \times 10^{-6}</math></p>

【参考資料】④400MHz帯/1200MHz帯テレメーター・テレコントロール・データ伝送の技術的条件(変更箇所のみ)

項目	電波の型式	通信方式	現在				変更後				
			周波数	チャンネル間隔	占有周波数帯幅	空中線電力	周波数	チャンネル間隔	占有周波数帯幅	空中線電力	
チャンネル配置等	F1D、F1F、F2D、F2F、F7D、F7F、G1D、G1F、G2D、G2F、G7D、G7F、D1D、D1F、D2D、D2F、D7D又はD7F	単向通信方式、単信方式又は同報通信方式	426.025～426.1375MHz	12.5kHz	8.5kHz	100mW以下	426.028125～426.134375MHz	6.25kHz	5.8kHz	100mW以下 ※1	
			426.0375、426.0625、426.0875及び426.1125MHz	25kHz	16kHz		426.025～426.1375MHz	12.5kHz	8.5kHz		
		単向通信方式、単信方式又は同報通信方式	429.175～429.7375MHz	12.5kHz	8.5kHz	1W以下	429.178125～429.734375MHz	6.25kHz	5.8kHz		1W以下 ※2
			429.175～429.7375MHz	12.5kHz	8.5kHz		429.175～429.7375MHz	12.5kHz	8.5kHz		
単向通信方式、単信方式、同報通信方式、複信方式又は半複信方式	429.8125～429.925MHz 449.7125～449.825MHz 449.8375～449.8875MHz 469.4375～469.4875MHz * 429.925、449.825、449.8875、469.4875MHzは制御ch	12.5kHz	8.5kHz	1W以下	429.815625～429.921875MHz 449.715625～449.821875MHz 449.840625～449.884375MHz 469.440625～469.484375MHz * 429.921875、449.821875、449.884375、469.484375は制御ch	6.25kHz	5.8kHz	1W以下 ※2			
					429.8125～429.925MHz 449.7125～449.825MHz 449.8375～449.8875MHz 469.4375～469.4875MHz * 429.925、449.825、449.8875、469.4875MHzは制御ch	12.5kHz	8.5kHz				

※1 空中線分離を行う場合は、1.637mW(2.14dBm)以下  
 ※2 空中線分離を行う場合は、16.37mW(12.14dBm)以下

【参考資料】④400MHz帯/1200MHz帯テレメータ・テレコントロール・データ伝送の技術的条件(変更箇所のみ)

項目	電波の型式	通信方式	現在				変更後			
			周波数	チャンネル間隔	占有周波数帯幅	空中線電力	周波数	チャンネル間隔	占有周波数帯幅	空中線電力
チャンネル配置等	F1D、F1F、F2D、F2F、F7D、F7F、G1D、G1F、G2D、G2F、G7D、G7F、D1D、D1F、D2D、D2F、D7D又はD7F	単向通信方式、単信方式、同報通信方式、複信方式又は半複信方式	1216.0125～1216.9875MHz * 1216.0125、1216.5125MHzは制御ch	25kHz	16kHz	1W以下	1216.00625～1216.99375MHz * 1216.00625、1216.01875、1216.50625、1216.51875MHzは制御ch	12.5kHz	8.5kHz	1W以下※
			1216～1217MHz * 1216MHzは制御ch	50kHz	32kHz		1216.0125～1216.9875MHz * 1216.0125、1216.5125MHzは制御ch	25kHz	16kHz	
							1216～1217MHz * 1216MHzは制御ch	50kHz	32kHz	
		単向通信方式、単信方式、同報通信方式、複信方式又は半複信方式	1252.0125～1252.9875MHz * 1252.0125、1252.5125MHzは制御ch	25kHz	16kHz	1W以下	1252.00625～1252.99375MHz * 1252.00625、1252.01875、1252.50625、1252.51875MHzは制御ch	12.5kHz	8.5kHz	1W以下※
							1252.0125～1252.9875MHz * 1252.0125、1252.5125MHzは制御ch	25kHz	16kHz	
							1252～1253MHz * 1252MHzは制御ch	50kHz	32kHz	

※ 空中線分離を行う場合は、16.37mW(12.14dBm)以下

【参考資料】④400MHz帯/1200MHz帯テレメーター・テレコントロール・データ伝送の技術的条件(変更箇所のみ)

項目	現在	変更後
隣接チャンネル漏えい電力	<p>【400MHz帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チャンネル間隔が12.5kHzのもの 搬送波の周波数から12.5kHz離れた周波数の(±)4.25kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より40デシベル以上低いこと。</li> <li>・チャンネル間隔が25kHzのもの 搬送波の周波数から25kHz離れた周波数の(±)8kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より40デシベル以上低いこと。</li> </ul> <p>【1200MHz帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チャンネル間隔が25kHzのもの 変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から25kHz離れた周波数(±)8kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より40デシベル以上低いこと。</li> <li>・チャンネル間隔が50kHzのもの 変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から50kHz離れた周波数(±)16kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より40デシベル以上低いこと。</li> </ul>	<p>【400MHz帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チャンネル間隔が6.25kHzのもの <u>搬送波の周波数から6.25kHz離れた周波数の(±)2kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より40デシベル以上低いこと。</u></li> <li>・チャンネル間隔が12.5kHzのもの 搬送波の周波数から12.5kHz離れた周波数の(±)4.25kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より40デシベル以上低いこと。</li> <li>・チャンネル間隔が25kHzのもの 搬送波の周波数から25kHz離れた周波数の(±)8kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より40デシベル以上低いこと。</li> </ul> <p>【1200MHz帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チャンネル間隔が12.5kHzのもの <u>変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から12.5kHz離れた周波数の(±)4.25kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より40デシベル以上低いこと。</u></li> <li>・チャンネル間隔が25kHzのもの 変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から25kHz離れた周波数(±)8kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より40デシベル以上低いこと。</li> <li>・チャンネル間隔が50kHzのもの 変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から50kHz離れた周波数(±)16kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より40デシベル以上低いこと。</li> </ul>



【参考資料】④400MHz帯/1200MHz帯テレメーター・テレコントロール・データ伝送の技術的条件(変更箇所のみ)

項目	現在	変更後
送信時間制限装置	<p>送信時間： 40 秒以内(周波数制御チャンネルは、0.2 秒以内) 送信休止時間： 2 秒以上</p> <p>426.025～426.1375MHzの周波数の電波を使用するテレコントロール用(付随するデータ伝送を含む.): 送信時間 5秒以内、送信休止時間 2秒以上 ただし最初に電波を発射してから90秒以内かつ送信時間の総和が5秒以内のときは、休止時間なしで再送信可 この場合、当該再送信の終了後における送信休止時間は次のとおり。 (1) 最初に電波を発射してからその送信が終了するまでに要した時間が5秒以内の場合 2秒以上 (2) 上記以外 その送信に要した時間の5分の2以上</p> <p>以下のものは送信時間制限装置の備付けを要しない ・429.25～429.7375MHz、1216.0375～1216.5MHz及び1252.0375～1252.5MHzの周波数の電波を使用するもの ・1216.5375～1217MHz及び1252.5375～1253MHzの周波数の電波を使用するもののうち、EIRPが2.14dBm以下のもの</p>	<p>送信時間： 40 秒以内(周波数制御チャンネルは、0.2 秒以内) 送信休止時間： 2 秒以上</p> <p>426.025～426.1375MHzの周波数の電波を使用するテレコントロール用(付随するデータ伝送を含む.): 送信時間 5秒以内、送信休止時間 2秒以上 ただし最初に電波を発射してから90秒以内かつ送信時間の総和が5秒以内のときは、休止時間なしで再送信可 この場合、当該再送信の終了後における送信休止時間は次のとおり。 (1) 最初に電波を発射してからその送信が終了するまでに要した時間が5秒以内の場合 2秒以上 (2) 上記以外 その送信に要した時間の5分の2以上</p> <p>以下のものは送信時間制限装置の備付けを要しない ・429.246875～429.7375MHz、1216.03125～1216.5MHz及び1252.03125～1252.5MHzの周波数の電波を使用するもの ・1216.53125～1217MHz及び1252.53125～1253MHzの周波数の電波を使用するもののうち、EIRPが2.14dBm以下のもの ・<u>空中線電力が1mW以下のものであって、429.815625～429.915625MHz、449.715625～449.815625MHz、449.840625～449.878125MHz、469.440625～469.478125MHzの周波数の電波を使用するチャンネル間隔6.25kHzのもの。</u></p>

【参考資料】④400MHz帯/1200MHz帯テレメーター・テレコントロール・データ伝送の技術的条件(変更箇所のみ)

項目	現在	変更後
キャリアセンス	<p>【400MHz帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリアセンスレベル：<u>2.14dBiの空中線に誘起する電圧が<math>7\mu\text{V}</math>以上</u></li> <li>・空中線電力が10mWを超える場合は、2.14dBiの空中線に10mWの空中線電力を加えた値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射を行わないこと。</li> <li>・キャリアセンスを要しない場合：426.025MHz 以上 426.1375MHz以下の周波数の電波を使用するもの</li> </ul> <p>【1200MHz帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリアセンスレベル：<u>2.14dBiの空中線に誘起する電圧が<math>4.47\mu\text{V}</math>以上</u></li> <li>・空中線電力が10mWを超える場合は、2.14dBiの空中線に10mWの空中線電力を加えた値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射を行わないこと。</li> </ul>	<p>【400MHz帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリアセンスレベル：<u>受信入力電力の値が給電線入力点において-96dBm以上</u></li> <li>・空中線電力が10mWを超える場合は、2.14dBiの空中線に10mWの空中線電力を加えた値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射を行わないこと。</li> <li>・キャリアセンスを要しない場合：426.025MHz 以上 426.1375MHz以下の周波数の電波を使用するもの</li> </ul> <p>【1200MHz帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリアセンスレベル：<u>受信入力電力の値が給電線入力点において-100dBm以上</u></li> <li>・空中線電力が10mWを超える場合は、2.14dBiの空中線に10mWの空中線電力を加えた値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射を行わないこと。</li> </ul> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>キャリアセンスに用いる空中線系は、送信系と同一系統のものを用いること。ただし、送信系と同一系統のものを用いた場合と同様に、自局の送信電波により影響を与えうる可能性のあるエリアに存在する他の無線局の存在を検知できる場合は、この限りでない。</u></li> </ul>
空中線の利得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EIRPが12.14dBm以下(426.025MHz以上426.1375MHz以下の周波数の電波を使用するもの)にあつては2.14dBm以下)になる空中線利得であること</li> <li>・<u>送信空中線が一の筐体に収められていない場合にあつては、その送信空中線は0dBi以上であり、かつ、EIRPは上述の値以下であること</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EIRPが12.14dBm以下(426.025MHz以上426.1375MHz以下の周波数の電波を使用するもの)にあつては2.14dBm以下)になる空中線利得であること</li> </ul> <p style="text-align: center;">&lt;空中線分離時の「0dBi以上」の規定は削除&gt;</p>

# 【参考資料】 ⑤検討経緯

## 1 委員会での検討

- ① 第22回(平成27年5月12日) …… 特定小電力無線局の高度化に係る技術的条件に関する調査の進め方について検討
- ② 第24回(平成27年9月17日) …… 小電力システム作業班において取りまとめられた中間報告について検討
- ③ 第26回(平成27年12月8日) …… 小電力システム作業班において取りまとめられた報告(案)について検討
- ④ 第28回(平成28年1月26日) …… パブリックコメントの結果を踏まえ、提出された意見に対する考え方及び委員会報告の取りまとめ

## 2 作業班での検討

- ① 第10回(平成27年5月26日) …… 「150MHz帯の電波を使用する登山者等の位置検知システムに関する調査検討」報告概要について北陸総合通信局から説明がなされ、作業班での検討の進め方を確認
- ② 第11回(平成27年6月25日) …… 山岳遭難事故、動物生態調査、狩猟(有害鳥獣捕獲)における現状等について、オブザーバ(日本勤労者山岳連盟、(株)野生動物保護管理事務所、(一社)大日本猟友会)から説明がなされ、150MHz帯システムに係る技術的条件案を検討
- ③ 第12回(平成27年7月31日) …… 150MHz帯システムに係る技術的条件案を検討。また、400MHz帯及び1200MHz帯システムに係る技術的条件の提案について、(一社)電波産業会から説明
- ④ 第13回(平成27年8月25日) …… 「小電力無線システムの高度化に関する調査検討会」(地域コミュニティ無線)(九州総合通信局)の概要について事務局から説明がなされ、150MHz帯システム、400MHz帯及び1200MHz帯システムに係る技術的条件案を検討
- ⑤ 第14回(平成27年10月6日) …… 150MHz帯システム、400MHz帯及び1200MHz帯システムに係る技術的条件案を検討
- ⑥ 第15回(平成27年11月5日) …… 150MHz帯システム、400MHz帯及び1200MHz帯システムに係る技術的条件案及び委員会報告(案)の骨子について検討
- ⑦ 第16回(平成27年11月30日) …… 地域コミュニティ無線について九州総合通信局から検討状況の説明及び技術的条件の提案がなされ、委員会報告(案)の取りまとめ

# 【参考資料】 ⑥陸上無線通信委員会 構成員

(敬称略)

	氏名	現職
主査委員	安藤 真	東京工業大学 理事・副学長(研究担当) 産学連携推進本部長
専門委員	飯塚 留美	(一財)マルチメディア振興センター 電波利用調査部 研究主幹
〃	伊藤 数子	特定非営利活動法人STAND 代表理事
〃	大寺 廣幸	(一社)日本民間放送連盟 常勤顧問
〃	小笠原 守	日本電信電話(株) 技術企画部門 電波室長
〃	加治佐 俊一 (第27回まで)	日本マイクロソフト(株) 兼 マイクロソフトディベロップメント(株) 技術顧問
〃	川嶋 弘尚	慶應義塾大学 名誉教授
〃	菊井 勉 (第27回まで)	(一社)全国陸上無線協会 常務理事・事務局長
〃	河野 隆二	横浜国立大学大学院 工学研究院 教授 兼 同大学未来情報通信医療社会基盤センター長
〃	小林 久美子	日本無線(株) 研究所ネットワークフロンティア チームリーダー
〃	斉藤 知弘 (第23回まで)	日本放送協会 放送技術研究所 伝送システム研究部長
〃	鈴木 薫 (第28回から)	(一社)全国陸上無線協会 事務局長
〃	玉眞 博義	(一社)日本アマチュア無線連盟 専務理事
〃	田丸 健三郎 (第28回から)	日本マイクロソフト(株) 兼 技術統括室 本部長
〃	中原 俊二 (第24回から)	日本放送協会 放送技術研究所 伝送システム研究部長
〃	本多 美雄	欧州ビジネス協会 電気通信機器委員会 委員長
〃	松尾 綾子	(株)東芝 研究開発センター 研究主務
〃	三谷 政昭	東京電機大学 工学部情報通信工学科 教授
委員	森川 博之	東京大学 先端科学技術研究センター 教授
専門委員	矢野 博之	国立研究開発法人 情報通信研究機構 ワイヤレスネットワーク研究所 研究所長
〃	矢野 由紀子	日本電気(株) クラウドシステム研究所 シニアエキスパート
〃	若尾 正義	元 (一社)電波産業会 専務理事

# 【参考資料】⑥陸上無線通信委員会 小電力システム作業班 構成員 (敬称略)

	氏名	現職
主任	若尾 正義	元(一社)電波産業会 専務理事
	姉齒 章	双葉電子工業(株) 電子機器事業部 企画開発部 主管技師
	池田 光	(一社)電波産業会 規格会議 小電力無線局作業班 主任
	小竹 信幸	(一財)テレコムエンジニアリングセンター 技術部 部長
	加藤 数衛	(株)日立国際電気 映像・通信事業部 技師長
	鬼頭 英二	日本電気(株) 次世代無線ネットワークビジネス開発室 エグゼクティブエキスパート
	児島 史秀	国立研究開発法人情報通信研究機構 ワイヤレスネットワーク研究所 スマートワイヤレス研究室 室長
	小宮山 真康	(株)サーキットデザイン 取締役 技術部長
	近藤 俊幸	(一社)日本アマチュア無線連盟 会員部長付 技術担当部長
	佐伯 隆	パナソニック(株) エコソリューションズ社 エナジーシステム事業部 R&Dセンター 計測システム技術グループ グループマネージャー
	櫻井 稔	アイコム(株)ソリューション事業部 参事
	高木 光太郎	ソニー(株)システム技術研究所 通信研究部 統括部長
	田中 茂	(一社)全国陸上無線協会 企画調査部 担当部長
	高橋 修一	日本無線(株)通信機器事業部 企画推進部担当部長
	望月 伸晃	日本電信電話(株)未来ネット研究所 主任研究員
	矢澤 重彦	富士通(株)ネットワークサービス事業本部 プロダクト外開発統括部 エキスパート
	安川 昌孝	古野電気(株)システム機器事業部 ITSビジネスユニット 開発部 ITS開発課 主任技師
	渡川 洋人	(株)JVCケンウッド 無線システム事業統括部 システム技術営業部 エンジニアリングスペシャリスト

## 【参考資料】⑥陸上無線通信委員会 小電力システム作業班 オブザーバ (敬称略)

氏名	現職
川嶋 高志	日本勤労者山岳連盟 事務局長
坂口 裕佳	神奈川県自然環境保全センター 自然保護公園部 野生生物課 ワイルドライフレンジャー(調査担当)
富山 章彦	(一社)大日本猟友会 共済部長
橋本 昌史	警察庁 情報通信局 通信施設課 課長補佐
山田 雄作	(株)野生動物保護管理事務所 研究員